平成２８年（フ）第６７０号
大阪府富田林市中野町３丁目3114番地９
債務者　グッドカンパニーこと　小西　正人
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６７６号
堺市堺区宿院町東４丁１番３―604号
債務者　永本　千秋
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７３３号
堺市西区浜寺石津町東３丁１番39号　岡崎文化204号
債務者　阪田　　博
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７４６号
堺市堺区向陵中町１丁３番26号　住原文化105号
債務者　東村　利藏
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３２５号
大阪府和泉市池田下町1696番地の１インプレス105号、前住所大阪府泉大津市曽根町３丁目５番19号ユキハイツ205号
債務者　鈴木　克法
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３８０号
大阪府岸和田市下松町３丁目６番28―101号
債務者　西村　和子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３８１号
大阪府泉南市樽井２丁目21番25―308号、前住所東京都文京区白山５丁目13番７―405号
債務者　帯　佳乃子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３９１号
大阪府岸和田市春木旭町38番３―203号、住民票上の住所大阪府岸和田市春木旭町38番３―209号
債務者　長野　　創
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４０９号
大阪府泉佐野市鶴原４丁目２－３フローラハイツ泉佐野壱番館202、住民票上の住所大阪府泉佐野市鶴原875番地の24
債務者　**西**野　　正
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４１０号
大阪府貝塚市森824番地３棟1204号
債務者　**片**切弓里代（旧姓萩野）
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４１２号
大阪府和泉市府中町７丁目５番４号高戸荘８号
債務者　春田　陽子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４１５号
大阪府岸和田市南上町１丁目39番18―306号
債務者　林　　**隆**子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４１８号
大阪府和泉市池田下町3502番地パークラビィ102
債務者　辻本　沙織
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４２１号
大阪府貝塚市石才46番地１サンプレイス貝塚Ａ棟207号
債務者　髙橋　美香
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４２７号
大阪府貝塚市半田２丁目23番29号
債務者　鈴木　英行
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第６２号
北海道岩見沢市東町１条８丁目922番地５市営住宅13―２号棟301号室
債務者　黒澤千亜紀（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成28年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部